2007.No.2

【国内の PL 関連情報】

家電等の製品事故情報の共有について日中政府間で合意

（2007 年 4 月 13 日　朝日新聞、読売新聞ほか）

日中両政府は、製品安全対策に関する相互協力の一環として、家電製品等の事故やリコールに関する情報を二国間で共有する制度を構築することについて合意し、4月12日に覚書に署名した。年二、三回程度、局長級の協議を開き、製品事故に関する情報・データや、企業・政府の対応について情報を交換するとともに、両国の製品安全基準のすり合わせなども行う。

我が国では、中国製の電気ファンヒーターが発火するなど、中国製品の事故が後を絶たないため、経済産業省は今回の二国間協力を活用し、日本の消費者に注意を喚起する体制を整える。

ここがポイント

近年、中国からの製品輸入の増加に伴って、我が国では中国製品の事故が目立つようになってきています。こうした問題認識のもと、今回の日中合意は、製品事故に関する両国当局の情報を共有し、消費者に対する注意喚起をより充実させるとともに、企業に対して製品安全対策強化を促すことに主眼が置かれています。

既に米国では、中国を含む１０カ国以上と協定を結び、製品事故情報の共有化を行っていますが、我が国においても、昨年１１月末に日米間での製品事故情報共有化の合意がなされており、今回の日中合意によって、日本－中国－米国の３カ国で規制当局間の情報共有体制が確立されることになります。

企業としては、こうした制度で得られる情報を自社製品の安全対策に活用するとともに、自社製品に関する海外の事故情報が、本社で適切に集約され一元管理がなされるようなしくみを整備しておくことが求められます。

簡易型ベビーカーで指切断の恐れ

（2007 年 4 月 17 日　国民生活センター）

国民生活センターは、軽量・折りたたみ式の「簡易型」ベビーカーで、乳幼児がフレームの接続部分に指を挟まれ、完全切断に近い事故が2件相次いで発生したと公表した。

１件目の事故は、母親が折りたたみ式ベビーカーを開く際、幼児がベビーカーのハンドルフレームにつかまり立ちしていたため、接続部分の金具に左手小指を挟み、骨まで切断する事故となった。2件目は別メーカーの同じく簡易型ベビーカーで、購入後に箱から出してストッパーを外すなどしていたところ、突然ベビーカーが開いた。幼児が車輪と持ち手をつなぐ接続部分付近に手を置いていたため、左手中指を挟まれて同様のけがを負った。2件目の製品には SG マークが付いていた。

ここがポイント

ベビーカー使用中の挟み込み防止についてはSG基準で定められていますが、今回の事例は、ベビーカーの折り畳み中や展開中の危険性に関するものであり、新たな危険が顕在化したものといえます。

今回の事故製品については、ベビーカーの展開操作時に幼児を近づけないよう取扱説明書の中で指示警告がなされていました。しかしながら、幼児が常時母親の周辺にいるのは容易に想定される上、事故が発生した箇所は幼児がつかまり立ちの際に手をかけやすい位置にあったことなどに鑑みれば、展開中でも安全なように接続部分を防護カバーで覆うなどの安全対策を施した上で指示警告を行うのが望ましいと思われます。

企業としては、製品のライフサイクル全般にわたってリスクを満遍なく洗い出し、個々のリスクについて適切な評価を行うとともに、残留リスクが大きい場合には、製品本体の設計変更もしくは追加防護策を検討した後に指示警告の検討を行うというステップを踏むことが重要です。

高層ビル発煙事故の原因がエレベーターワイヤ破断であることが判明

（2007年4月27日　日本経済新聞、日刊建設工業新聞ほか）

４月４日に六本木のオフィスビルで発生したエレベーター機械室の火災について、ワイヤの一部が破断し、ワイヤの外れ止めに接触して、火花が出たことが原因であることが、明らかとなった。

事故機は、ワイヤ１本を構成する計８本のストランド（１本のストランドは計１９本の素線で構成される）のうちの１本のストランドが完全に破断していた。事故基以外の１０基についても検査を行ったところ、１基でストランドの破断、他に８基でも素線切れなどの損傷が発見された。

ここがポイント

今回の事故に関しては、ワイヤが赤さびと油で覆われており、ワイヤ破断などの点検が正確に実施できない状態であるにもかかわらず、定期検査に合格したとする報告がなされていたことが明らかになっています。

エレベーターの保守点検については、昨年の別のメーカーのエレベーターによる死亡事故でも注目が集まりました。この時は、保守点検専門会社とメーカーの情報共有のまずさに焦点が当たりましたが、今回の事故機の保守点検はメーカー直営であったため、メーカーに対する信頼感を揺るがす結果となっています。

保守・点検業務に関しては、規定化・ルール化を図っても往々にして実行が不十分な場合があります。企業としては、内部監査などによって、これらの業務が適正に実施されているか否かをチェックすることが重要となります。

【海外の PL 関連情報】

タバコの名称を巡り、米国連邦地裁が海外での表示規制を命じる

ワシントンDC連邦地裁は3月16日、タバコの健康への害が少ない印象を与える「ライト」や「低タール」などの表現禁止を米国タバコ会社各社に命じた同地裁判決について、外国にも効力が及ぶとの決定を下した。

同地裁は2006年8月に、「低タール」「ライト」「ウルトラライト」「マイルド」「ナチュラル」などの表現は、タバコの人体への害が少ないとの印象を与え、喫煙者を惑わし欺くものとして、パッケージや広告・宣伝などでの使用禁止を命じる判決を下した。その後、被告タバコ会社側が、判決の効力は米国内だけに限られることを明確化するように求める申し立てを行っていた。

これに対し同地裁は、

・独占禁止法違反事件などで、外国での違法行為が米国内に大きな影響を与える場合、外国にも判決の効力が及ぶことがある

・「ライト」などの表現を外国で認めるとなると、誤ったメッセージを含んだ製品を世界中に広めることになるが、これは法的にも倫理的にも適切ではない

・被告タバコ会社の主張は、スイスや日本などの諸外国の研究を利用しているが、自社に都合が悪い研究論文等を破棄・隠蔽した事実が認められる。こうした被告タバコ会社の行為は米国民を欺くものであり、これら事情も踏まえれば、単に外国だからという理由で、本判決の効力が国外には及ばないとの結論にはならない。

などとして、被告の主張を斥けた。

被告タバコ会社は、今回の決定は各国の法制度を侵害することになるとして控訴しており、現在のところ同地裁判決の執行は一時停止されている。

ここがポイント

我が国の場合、たばこの製造・販売に関してたばこ事業法が定められており、たばこの注意表示や広告等についても同法による広範な規制を受けています。本文にあるとおり、今回の裁判所の決定については別途高裁によるレビューを受けることになりますが、仮にこれが確定してしまうと、米国の裁判所が我が国も含む各国のたばこ行政に事実上介入する格好となり、業界や市場を無用に混乱させる可能性もあります。

本件は、健康被害の有無や程度が長年争われているたばこに関する事案であり、今回の裁判所の判断が、他の製品一般に対しても同様に適用されることにはならないと思われますが、酒類や健康食品など、人体へ

の影響面で製造・販売規制が強い製品については、同様の動きが波及する可能性も否定できないため、本決定に対する今後の動向を注視していく必要があるといえます。

米国でベンゼンが「第二のアスベスト」になるとの懸念が提起される

米国において、基礎化学原料として多方面で使用されているベンゼンがアスベストに続き、企業経営に大きな影響を与えるリスクになるのではないかという指摘が一部専門家の中で提起されている。

ベンゼンは大気中から日常的に吸引され、微量の摂取は避けられないものであり、また多くの労働者が職場においてベンゼンに晒されているという現実がある。

現在のところ、ベンゼンについては、アスベストと異なり、ベンゼンのみに起因して特定の疾病を引き起こすことは立証されていない。しかし、米厚生省（US Department of Health and Human Services）はベンゼンを発ガン物質に分類し、各種研究からもベンゼンがガン発症のリスクを高めるとの指摘がなされている。

ベンゼンに起因し、ガンを発症したとする訴訟において、主要な争点となるのは、被告企業の石油由来製品に原告が晒されたことが、ガン発症のリスクをどの程度高めたのかという点である。

前述の通り、ベンゼンとガン発症の因果関係は明確になっていないものの、近い将来、被害者のバイオマーカー（疾病等に関連して発現する生体由来の物質であり、その量を測定することで疾病の診断等が可能となる）を特定する為の遺伝子検査の進歩により、個々人のガン発症にベンゼンが影響しているか否かを判定できるようになる可能性も考えられる。

仮に因果関係が肯定された場合、アスベストと同様に、原告は被告企業の製品にベンゼンが含有されていた、もしくは当該製品を製造する工場の周辺で働いていたということを証明することで、立証責任を被告企業に転換させることができるであろう。さらに、原告側弁護士は遺伝子検査を受けさせる為にベンゼンに起因するガン発症者を探し出し、石油由来製品を扱う無数の企業を相手取った集団訴訟の原告団に加えようという動きも出てくることが十分予想される。

ここがポイント

ベンゼンは基礎化学原料として極めて広範囲に使用されており、その製造・販売・使用には多くの企業が関与しています。仮にベンゼンの健康被害を理由とした訴訟が頻発した場合、アスベストを上回る企業がそのターゲットとなることが予想されます。

アスベストの場合、我が国の多くの企業は諸外国におけるアスベスト被

害や訴訟について情報を得ていたはずですが、必ずしもタイムリーに対策を講じ、被害を最小限に封じ込めることができたわけではありません。

本文でご紹介した記事は、ある意味、米国で事業を営む企業にとっては悲観的なシナリオかもしれませんが、ベンゼンのみならず、遺伝子組み換え食品やナノテクノロジー応用製品など、一部でリスクを指摘されつつも、有用性の観点でマーケットに投入される製品は少なくありません。

企業としては、商品開発の時点のみならず、継続的に自社製品に潜在するリスクを把握していくことが求められます。そのためにも、行政等の規制や指針を待つのではなく、世界における最先端の科学技術に関する知見をタイムリーに把握し、自社の製品や事業における対応方針を評価し続けることが望まれます。

■ 株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

〈お問い合わせはこちらまで〉